

5 販売商品

[1] ニーズに応える商品開発

当社では、さまざまなお客様のニーズにきめ細かくお答えするために、高品質の商品を提供し、お客様の満足度が向上するよう努めています。

<新商品の開発>

当社では新商品の開発にあたり、「お客様の声」情報システムにより当社に寄せられる声から商品に関する声データの収集・分析を行っています。

また、消費者へのアンケート調査などを行い、お客様からのご意見・ご要望を収集できるよう直接的なコミュニケーションを充実させています。

これらの取り組みによりお寄せいただいたご意見・ご要望を活用し、また、医療や介護などの現状を調査することで多様なニーズにお応えし、お客様の満足度の高い商品の開発に今後とも努めてまいります。

<近年の取組み>

高品質の商品・サービスを通じてお客様に一生にわたる安心を提供するため、商品内容の充実を図っています。

2018年4月には、「働けなくなったときの保険」について、30日以上継続して入院した場合などにお受け取りいただける早期就業不能給付金の保障対象疾病の制限をなくし、3大疾病に限らず全ての病気（精神疾患を含む）やケガを支払対象とするリニューアル（保障範囲の拡大）を実施しました。さらに、より幅広いお客様ニーズにお応え出来るよう、死亡・高度障害保障を兼ね備えたタイプに加えて、就業不能状態の保障に特化したタイプを発売しました。

2018年10月には、「人生100歳時代」のリスクに

備える「100歳時代シリーズ」として、「ひまわり認知症予防保険」を発売しました。この商品は、認知症になった場合の保障だけでなく、認知症にならないための「予防」の段階からお客様をサポートする保険です。特則の付加により契約1年後から2年ごとに「予防給付金」を受け取ることができ、当社が用意する様々な認知症予防サービスの利用に活用することができます。また、認知症と診断された場合に保険金を主契約でお支払いする「認知症診断保険金」は業界初であり、早期の治療に活用できます。

2019年4月には、「My介護Best（一時払）」を発売しました。所定の介護を要する状態に該当したとき、毎年、生存している限り終身生活介護年金を受け取ることが出来ます。解約の際には期間の経過に応じた解約払戻金を受け取ることができ、老後の資産形成にもお役立ていただくことができる商品です。






金融機関代理店においては、2019年4月に「マイ贈与米ドル・豪ドル」を発売しました。国内金利と比べて相対的に高い海外金利で運用することができ、死亡保障を備えながら、生存給付金を計画的な生前贈与に活用できる保険です。

また、企業保険分野では、2018年12月に、一生受け取れる年金で高齢者向けホーム等の利用料をサポートする新たな団体年金を導入しました。資金的な問題で高齢者向けホーム等を退去する方がいるという現状を踏まえ、長生きをする方々が、お金の心配をすることなく、ご家族とともに「長生きを喜ぶあえる社会」にしていきたいという想いを形にした商品です。



[2] 販売商品一覧

○個人向け商品

■総合保障保険

 <p>次のようなセットプランもあります。</p>	<p>死亡、入院、手術、3大疾病、就業不能、介護、老後などに備える保険から必要な保険種類を選択して、ご希望にあった保険をご準備いただけます。また、保険金額や保険期間・保険料払込期間も、当社所定の範囲内でご希望にあわせて選択いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●死亡保障を充実させる保険 終身保険、定期保険、生活応援保険（月額型） ●3大疾病などの重大な疾病についての保障を充実させる保険 特定疾病・疾病障害保険〔I型〕・〔II型〕 ●就業不能・認知症・介護についての保障を充実させる保険 認知症治療保険、生活介護保険〔II型〕、働けなくなったときの保険〔I型〕・〔II型〕、終身生活介護年金保険〔I型〕 ●死亡・高度障害等に対する保障と貯蓄性を備えた保険 積立保険、生存給付金付定期保険 ●災害に対する保障を充実させる保険 傷害保険 ●入院・手術についての保障を充実させる保険 入院保険、女性特定疾病入院保険、女性入院保険、生活習慣病入院保険、ガン入院保険、入院一時金保険、女性入院一時金保険、生活習慣病入院一時金保険、手術保険 ●老後生活を充実させる保険 個人年金保険、長寿生存年金保険
 <p>入院保険、手術保険、積立保険（または生存給付金付定期保険）をあらかじめセットした保険期間10年のプラン</p>	
 <p>「保険組曲Bestけんこう」に女性入院保険か女性特定疾病入院保険をセットしたプラン</p>	
 <p>生活応援保険（月額型）（または働けなくなったときの保険〔I型〕・〔II型〕）と個人年金保険をセットしたプラン</p>	
 <p>終身生活介護年金保険〔I型〕と長寿生存年金保険をセットしたプラン</p>	

■疾病・医療保険

 <h2>既成緩和</h2> <p>〔無配当選択緩和型医療保険（無解約払戻金型）（002）〕 〔無配当選択緩和型入院一時金保険（無解約払戻金型）（002）〕 〔無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険（無解約払戻金型）（002）〕 〔無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険（無解約払戻金型）（002）〕</p>	<p>ご契約時に治療中の病気・ケガが悪化して入院や手術・放射線治療が必要になったときでも保障します。入院は日帰り入院から保障し、手術や放射線治療は公的医療保険制度に連動して保障します。また、入院一時金や満期祝金も準備することができます。※この保険には1年間の「削減期間」があります。</p>
 <p>〔無配当選択緩和型認知症診断保険（無解約払戻金型）（001）〕 〔無配当選択緩和型認知症治療保険（無解約払戻金型）（001）〕</p>	<p>被保険者が保険期間中に、生まれて初めて所定の器質性認知症に該当し、医師によって診断確定されたとき、認知症診断保険金をお支払いします。選択緩和型認知症診断保険に、生存給付金特則を付加することで、死亡保険金や予防給付金（生存給付金）をお支払いします。選択緩和型認知症治療保険を組み合わせることで、生まれて初めて所定の器質性認知症になり、所定の状態が180日継続したときに認知症治療保険金をお支払いします。※この保険には1年間の削減期間があります。</p>
<h2>太陽生命の やさしい保険</h2> <p>〔無配当無選択型医療保険（無解約払戻金型）（13）〕</p>	<p>過去に大きな病気をされた方、現在通院中の方でも健康状態に関する告知や医師の診査なしでご契約いただけます。入院や手術・放射線治療を保障する「医療集中プラン」と、医療集中プランの保障に加えて死亡保障と満期祝金がある「基本プラン」の2つのプランからお選びいただけます。※この保険には疾病について90日間の待期間があります。</p>

■介護保険

<h2>MY介護Best（一時払）</h2> <p>〔無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険（001）〕</p>	<p>所定の要生活介護状態が180日継続したとき、または、公的介護保険制度の要介護2以上の認定を受けたとき、以後、被保険者が生存している間、終身生活介護年金をお支払いします。第1回の終身生活介護年金が支払われた場合で、支払保証期間中の最終の年金支払日前に死亡した場合は死亡一時金を、被保険者が終身生活介護年金が支払われずに死亡したときは死亡給付金をお支払いします。</p>
--	--






■こども保険







<h2>わくわくポッケ</h2> <p>〔無配当こども保険（17）〕</p>	<p>被保険者（お子さま）が所定の年齢に達した直後の10月1日を迎えられたときに学資金をお支払いします。学資金の受取回数が1回の〔I型〕と、2回の〔II型〕の2つのプランからお選びいただけます。ご契約者の保障や被保険者（お子さま）の保障を充実させることができる特約を付加できます（主契約のみでのご契約はできません）。</p>
--	--

■養老保険

<h2>ひまわり保険</h2> <p>〔5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険（07）〕</p>	<p>満期のときは満期保険金を、不慮の事故・所定の感染症で死亡・高度障害のとき、満期保険金額の5倍をお支払いします。普通の病気や死亡・高度障害のとき、契約後2年以上経過の場合は満期保険金額と同額を、契約後2年未満の場合は死亡・高度障害給付金をお支払いします。</p>
---	---

■金融機関代理店向け商品

<h2>My介護Best</h2> <p>〔無配当終身生活介護年金保険（低解約払戻金型）（002）〕</p>	<p>所定の要生活介護状態が180日継続したとき、または、公的介護保険制度の要介護2以上の認定を受けたとき、被保険者が生存されている間、終身生活介護年金をお支払いします。※支払保証期間経過前になくなられた場合は20年間となります。介護状態に該当せずに万一のことがあった場合、死亡給付金をお支払いします。</p>
     <p>〔無配当通貨指定型一時払個人年金保険〕</p>	<p>外貨建の定額個人年金保険です。ご契約時に指定通貨で年金額が確定します。国内金利と比べて相対的に高い海外の金利で資産を増やすことが期待できます。</p>

 <p>〔無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険 (001)〕</p>	<p>所定の要生活介護状態が180日継続したとき、または、公的介護保険制度の要介護2以上の認定を受けたとき、以後、被保険者が生存している間、終身生活介護年金をお支払いします。</p> <p>第1回の終身生活介護年金が支払われた場合で、支払保証期間中の最終の年金支払日前に死亡した場合は死亡一時金を、被保険者が終身生活介護年金が支払われずに死亡したときは死亡給付金をお支払いします。</p>
<p>人生100歳時代にそなえるために</p>  <p>〔無配当長寿生存年金保険 (低解約払戻金型) (001)〕 〔無配当終身生活介護年金保険 (I型) (無解約払戻金型) (001)〕</p>	<p>死亡保障を行わず、解約払戻金を低く設定することで、年金額 (年金原資) を大きくしたトンチン型年金で、生存されている限り年金を受取れます。</p> <p>さらに、所定の要生活介護状態が180日継続したとき、または、公的介護保険制度の要介護2以上の認定を受けたときには終身生活介護年金をお支払いします。</p>
 <p>〔無配当生存給付金付特別終身保険〕</p>	<p>被保険者が生存給付金支払期間中に生存されている場合、毎年、生存給付金をお支払いします。ご家族への生前贈与として活用することができます。</p> <p>被保険者に万一のことがあった場合は死亡保険金をお支払いします。</p>
 <p>米ドル・豪ドル</p> <p>〔無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険〕</p>	<p>毎年支払われる生存給付金で計画的な生前贈与ができます。第1回目の贈与日は、契約日 (一時払保険料が太陽生命に着金した日) となります。</p> <p>国内金利に比べて相対的に高い海外の金利で運用します。生存給付金額・満期給付金額は契約時に指定通貨建てで確定します。</p>
 <p>〔無配当選択緩和型認知症診断保険 (無解約払戻金型) (001)〕</p>	<p>生まれて初めて所定の器質性認知症に該当し、医師によって診断確定されたとき、認知症診断保険金をお支払いします。</p> <p>生存給付金特則を付加することで、死亡保険金や予防給付金 (生存給付金) をお支払いします。</p> <p>※この保険には1年間の削減期間があります。</p>
 <p>〔無配当通増認知症治療終身保険 (I型) (無解約払戻金型) (001)〕</p> <p>認知症治療終身保険</p> <p>〔無配当通増認知症治療終身保険 (I型) (無解約払戻金型) (001)〕</p>	<p>生まれて初めて所定の器質性認知症に該当し、かつ、意識障害のない状態において所定の見当識障害があると診断確定され、その状態が180日継続したときに認知症治療保険金をお支払いします。</p>

○特約

特約名	保障内容
こども保険入院特約	病気やケガで1日以上入院されたとき、入院給付金を支払います。
こども保険手術特約	病気やケガで手術を受けられたとき、手術給付金を支払います。また、所定の放射線治療を受けられたとき、放射線治療給付金を支払います。
こども保険医療一時金特約	病気やケガで1日以上入院されたとき、入院一時金を支払います。さらに所定の感染症が原因の場合は感染症入院一時金も支払います。また、骨折の際は骨折治療給付金を支払います。
育英年金特約	ご契約者が、死亡・高度障害状態になられた場合、育英年金を支払います。
就業不能保障付育英年金特約	ご契約者が、死亡・高度障害状態、所定の就業不能状態になられた場合、育英年金を支払います。
リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき、保険金を支払います。
新総合保険料払込免除特約	3大疾病 (所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中)、所定の要生活介護状態等、所定の身体障害状態、所定の高度障害状態、所定の特定障害状態、所定の疾病障害状態になられた場合、保険料の払込みを免除します。
生活介護保障保険料払込免除特約	所定の要生活介護状態等、所定の高度障害状態、不慮の事故による所定の身体障害状態になられた場合、保険料の払込みを免除します。
こども保険総合保険料払込免除特約	ご契約者が、死亡・高度障害状態、3大疾病 (所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中)、所定の働けない状態、所定の身体障害状態、所定の疾病障害状態になられた場合、保険料の払込みを免除します。
指定代理請求特約	被保険者が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が保険金等を請求できます。
個人年金保険料税制適格特約	個人年金保険および長寿生存年金保険の保険料を所得税法に定める「個人年金保険料」に該当させ、個人年金保険料控除が受けられるようにすることができる特約です。

商品と契約年齢範囲

保険種類	契約年齢範囲									
	0歳	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	
総合保障保険	0	保険組曲Best (保険期間:10年)								75
	12	保険組曲Best (保険期間終身・歳満了含む)								85
	0	保険組曲Bestけんこう								75
	0	保険組曲Bestレディ								75
	15	保険組曲Best総合年金リレープラン				50	100歳時代年金			
疾病・医療保険		20	保険組曲Best既成緩和 ひまわり認知症予防保険						85	
疾病・医療保険			40	太陽生命のやさしい保険				75		
介護保険		20	My介護Best (一時払)						79	
こども保険	0	12	※被保険者年齢							
		18	わくわくポッケ				65	※契約者年齢		
養老保険	0	ひまわり保険 Fシリーズ								75

[3] 企業・団体向けの保険商品

人生100歳時代の到来や働き方改革の進展といった環境の変化により、企業の福利厚生制度に対するニーズも多様化しています。

そのような中、当社では介護による負担を軽減するため、従業員の親が介護状態になったときに保険金をお支払いする「団体生活介護保険」をはじめ、「団体信用介護保障保険」「団体信用生命保険介護保障特約」といった介護状態になったときに保障する商品を販売しております。

また、資金的な問題で有料老人ホーム等を退去されている方が増加している現状をふまえ、長生きをする方が、お金の心配をすることなく、ご家族とともに長生きを喜べる社会にしたいという想いから、一生涯受

け取れる年金で利用料等をサポートする団体年金を開発し、取扱いを開始しました。

加えて、お客様の利便性向上のために、Webを通じたサービスとして「おひさまねっと」をご提供しています。当サービスでは、「団体定期保険」等の加入申込に加え、2017年度より訂正変更・異動等をWeb上で完結できるようにした他、団体信用生命保険のWeb申込・告知手続きができるよう機能の充実を図りました。

なお、「おひさまねっと」の団体信用生命保険の申込みシステムに関する発明が評価され、2018年3月に日本における特許権を取得しています。

また、健康・介護の無料電話相談およびメンタルヘルスのカウンセリングや医療機関等の紹介サービスを企業・団体の所属員の方々にご提供しています。



【4】ご契約後の取扱い

①保険料の払込方法について

1.口座振替扱で払い込む方法（口座振替払込）

当社が指定した金融機関などで、ご契約者が定めた口座から自動的に保険料を振り替える方法です。

なお、領収証を発行しておりませんので、振替結果は通帳にてご確認願います。

2.団体扱で払い込む方法

集団扱、団体扱契約の場合、勤務先団体を経由してお払い込みいただきます。この場合、個々のご契約者には領収証を発行いたしません。（勤務先団体と当社との間で団体契約を締結している場合に限りです。）

3.店頭扱で払い込む方法

当社の最寄りの支社または本社に持参してお払い込みいただきます。

4.送金扱で払い込む方法

あらかじめ当社からお送りする振替用紙で、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局またはコンビニエンス・ストアでお払い込みいただきます。

②保険料の前納について

保険料は前納することができます。前納した保険料はいったん当社が預り、その預り金のなかから、毎月（毎年または半年ごと）保険料として充当していきます。保険料は会社の定める率で割り引きいたします。

契約が途中で消滅（死亡・解約など）した場合、保険料の前納分未経過保険料があれば払い戻しいたします。

③保険料の払込猶予期間について

第2回目以後の保険料の払込みについては、払込方法により次のようになります。

1.保険組曲Best・ひまわり保険（5・7年）・けんこうひまわり保険等

払込期月の翌月初日から翌々月末日までです。

2.1.以外の月払契約の場合

払込期月の翌月初日から末日までです。

3.1.以外の年・半年払契約の場合

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（契約応当日がない月の場合は、その月の末日）までです。（ただし、払込期月の契約応当日が2・6・11月の各末日の場合には、それぞれ払込期月の翌々月の4・8・1月の各末日までです。）

保険料のお払込みがないまま払込猶予期間を過ぎますとご契約は失効し、保険金などのお支払い事由が発生しても、保険金などをお支払いできなくなります。

ただし、ご契約の効力がなくなった場合でも、当社所定の期間内（商品によって異なります。）であればご契約の復活を請求することができます。この場合には改めて健康状態などについて、告知または医師による診断を受けていただきます。（やさしい保険は除きます。）

④保険料のお払込みが困難になられたとき

〈一時的に保険料のご都合がつかないとき〉

●保険料の振替貸付

1.自動振替貸付

猶予期間満了時に当社が自動的に保険料をお立て替えいたします。My年金・保険組曲・超エール・とことん介護等の保険商品に適用されます。詳しくは最寄りの支社またはお客様サービスセンターへお問い合わせください。

- ・お立て替えできる金額は、解約払戻金の範囲内です。

- ・利息は当社所定の利率で複利計算いたします。この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、変更後の利率の適用は以下のとおりといたします。

(1)新たにお立替えを行うとき

1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用いたします。

(2)すでにお立替えを行っているとき

1月見直しの場合は4月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日から、7月見直しの場合は10月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日から変更後の利率を適用いたします。

(※) 自動振替貸付を希望されない場合には、あらかじめ書面でお申し出ください。

2.請求振替貸付

あらかじめお申し出があった場合に限り、猶予期間満了時に保険料にお立て替えいたします。保険組曲Best・ひまわり保険（5年・7年）・けんこうひまわり保険等の保険商品に適用されます。詳しくは最寄りの支社またはお客様サービスセンターへお問い合わせください。

なお、お立て替えできる金額および利息等については前頁自動振替貸付の取扱いと同じです。

〈途中から保険料を払い込まずに、ご契約を有効に続けたいとき〉

●払済保険への変更

- ・将来の保険料のお払込みを中止し、そのときの解約払戻金をもとにして、保険期間をそのままにした保険に変更することができます。
 - ・保険金額は元の契約より少なくなります。死亡されたときまたは高度障害状態になられたときは、払済保険金相当額をお支払いいたします。
 - ・払済保険に変更後は主契約に付加されている各種特約は消滅いたします。
- また、一部の商品については払済保険への変更をお取り扱いできないものがあります。

〈保険料の負担を軽くしたいとき〉

●保険金額または給付金額の減額

- ・保険金額または給付金額を少なくして以後の保険料を少なくすることができます。（当社所定の範囲内での取扱いとなります。）

〈一時的にお金をご入用のとき〉

●ご契約者に対する貸付制度

生命保険は長期にわたる保険です。その間には急にまとまったお金が必要になるかもしれません。そうしたときに解約払戻金の一定の範囲内で資金をご用意する制度です。

- (1) 契約者貸付があっても、契約が有効に継続する限り保障は変わりなく、配当金がある場合はお支払いいたします。
- (2) 契約者貸付の限度は解約払戻金の一定の範囲内です。なお、一部の商品についてはお取り扱いできない場合があります。
- (3) ご用立金の利息は当社所定の利率で複利計算いたします。この利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、およびその他相当の事由がある場合には変更することができます。この場合、変更後の利率の適用は、新たにお貸し付けを行うとき、あるいは、すでにお貸し付けを行っているときも以下のとおりといたします。

- ・1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から変更後の利率を適用いたします。

- (4) ひまわりカードの新規発行は停止していますが、お手持ちのひまわりカードによりお近くのATM（現金自動入出金機）を利用して貸付を受けることもできます。ATMは、ゆうちょ銀行、三菱UFJ銀行、セブン銀行、信用金庫^(※)で利用可能です。また、電話・インターネットによる契約者貸付金送金サービスも実施しています。詳しくは最寄りの支社もしくは、お客様サービスセンターへお問い合わせください。

(※) 一部の信用金庫ATMではお取扱いをしていない場合があります。

〈解約について〉

- ・生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の死亡保険金等の支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定められた金額が解約の際に払い戻されます。したがって、この保険を解約されたときの解約払戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後しばらくの間は保険料の大部分が死亡保険金等の支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、ご契約後の経過年数が短い場合は、一時払のご契約を除き、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ・一旦解約後、あらためてご契約されると、同じ保障内容であっても、通常これまでより保険料は高くなります。また、年齢や健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。
- ・ご契約いただいた生命保険は、家族の生活保障、資金づくりなどのお役に立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。